

5.2 自治体主導型の活用モデル例

再生可能エネ・省エネ推進に対する経済的インセンティブとしての活用モデル

(ア) 概要

市民が再生可能エネルギー利用設備・機器、省エネ設備・機器を購入する際にポイントを発行することにより、再生可能エネ・省エネの普及を図るモデルである(図5-6a参照)。

また、自治体版排出量取引制度を導入している自治体の場合は、購入された設備・機器によるCO2排出削減量をクレジット化し、排出量取引の対象事業者が買い取れるようにすることで、制度を円滑に運営することができる(図5-6b参照)。

さらに、再生可能エネルギー発電事業を実施している自治体の場合は、市民が貯めたポイント(の一部)を市民共同発電ファンドに寄付や出資してもらうことで、事業を円滑に運営することができる(図5-6c参照)。

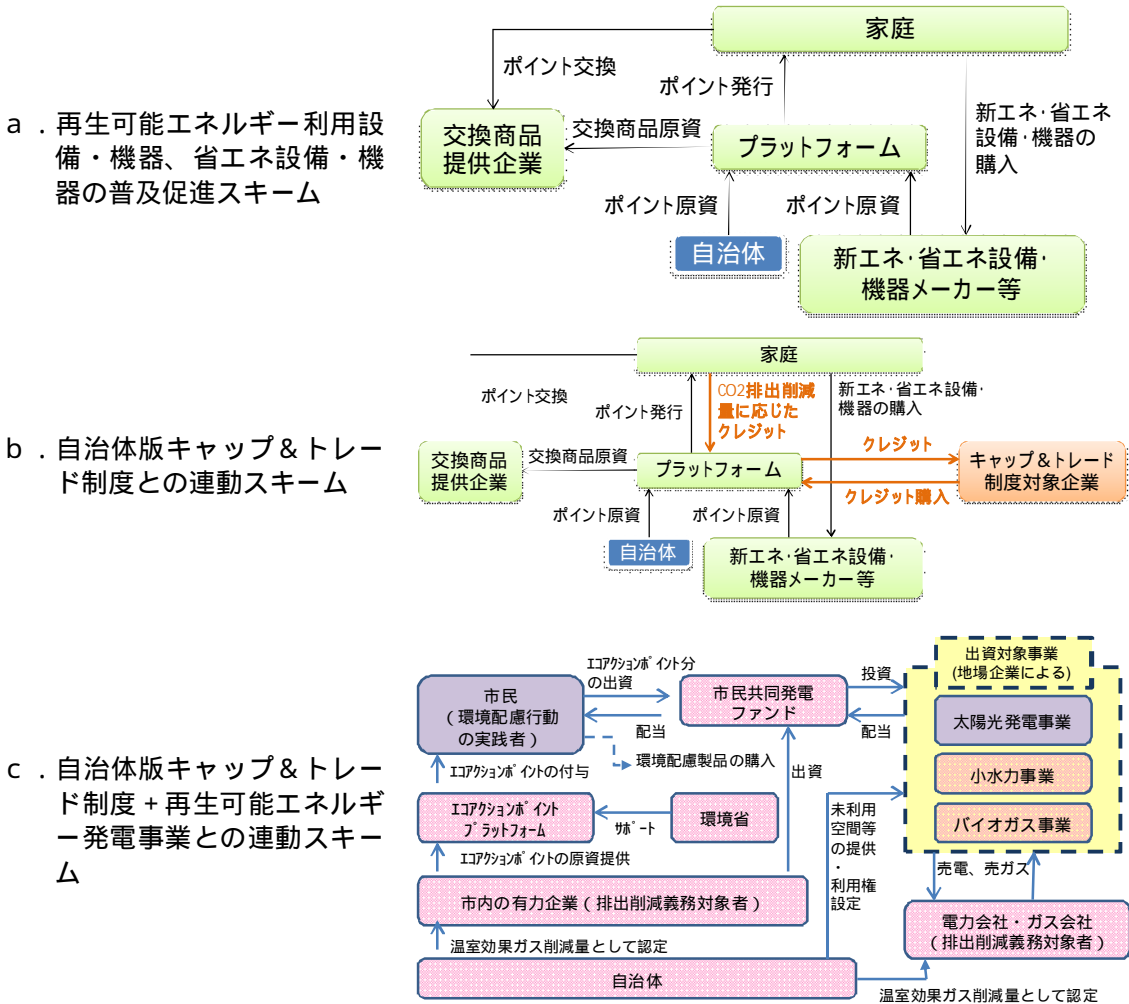


図5-6 再生可能エネ・省エネ導入に対する経済的インセンティブとしての活用モデルの概念図

- ・一定規模以上の参加家庭数を確保するとともに、それぞれの参加家庭において継続的にCO₂排出量が削減でき、事業全体として十分な量のクレジットを定常的に供給できることが必要となる（クレジットの供給量が不足した場合、ポイントプログラムと排出量取引制度の両方が回らなくなるおそれがある）。
- ・参加家庭間の公平性（プログラム開始前のCO₂排出量が多かった家庭は削減しやすく、使用量が少なかった家庭は削減しにくいという側面）に配慮する。
- ・将来的に国による排出量取引制度が導入された場合、それとの円滑な連携等が可能となることが望ましい。

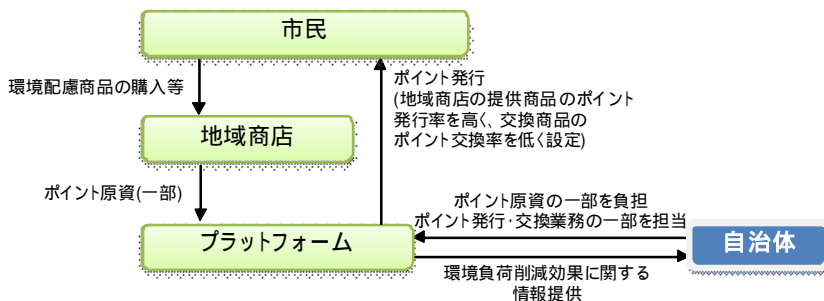
地域通貨のシステム構築に関する負担軽減への活用モデル

(ア) 概要

新しく地域通貨の運用システムを構築する際に、エコ・アクション・ポイントプログラムのプラットフォームを活用することにより、システム構築費を軽減するモデルである(図5-8a参照)。

さらに、オフセット・クレジット（J-VER等）のプロジェクト登録を受けている自治体の場合は、クレジットの売却額をポイント原資に充てることにより、原資負担についても軽減することができる（図5-8b参照）。

a. プラットフォーム・パッケージとしての利用スキーム



b. オフセット・クレジット（J-VER等）との連動スキーム

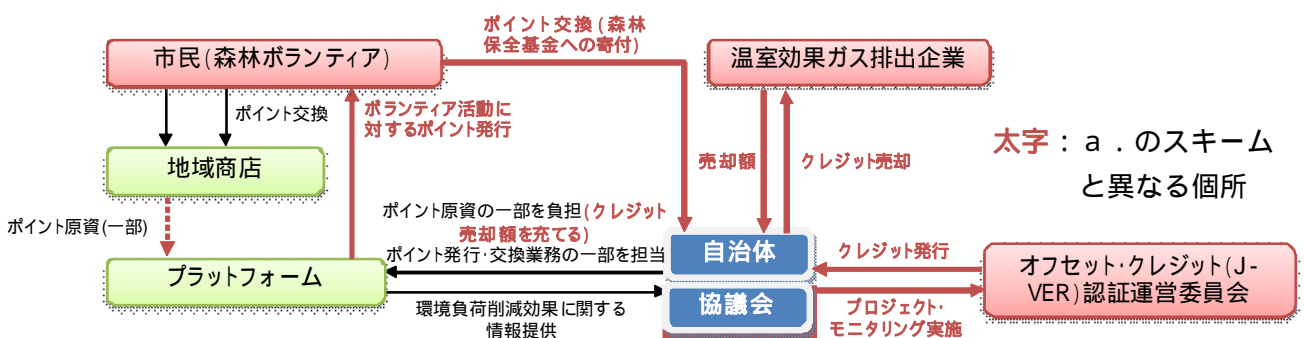


図5-8 地域通貨のシステム構築に関する負担軽減への活用モデルの概念図

(イ) 参考となる活用事例

(財)北海道環境財団が事業主体として実施した事例が参考となる。本事例は、自治体の取り組む温暖化防止普及啓発事業への参加に対し、エコ・アクション・ポイントスタンプを付与するものである(図5-9参照)。地域のポイント還元メニュー提供者にスタンプ帳を持参、もしくは(財)北海道環境財団に郵送すると、エコ・アクション・ポイントカードと引き換えられ、地域の環境配慮型商品等や全国型交換商品とのポイント交換が可能となっている。

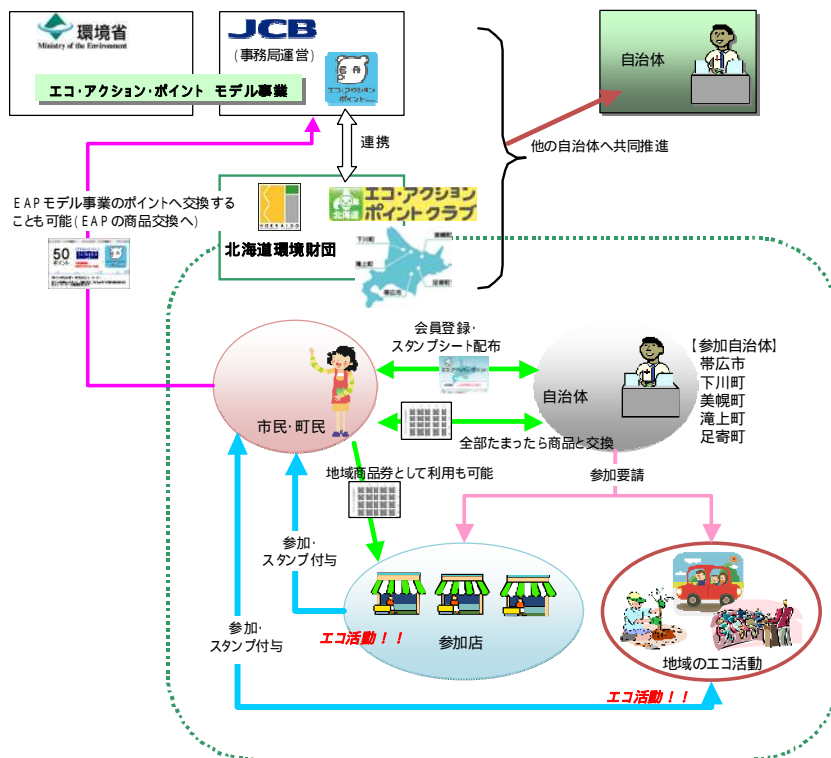


図 5-9 (財)北海道環境財団の事業スキームの概念図

(ウ) エコ・アクション・ポイントプログラムの活用メリット

本事業モデルにおけるエコ・アクション・ポイントプログラムの活用メリットを以下に示す。

- ・既存のプラットフォームを活用することにより、新しく地域通貨の運用システムを構築する際のコストを軽減できる。
- ・すでに実施中のシステムであるため、システムとしての信頼性が高い。

(エ) 留意点・必要条件

本事業モデルについて、実施する場合の留意点や必要条件を以下に示す。

- ・自治体との協働体制を構築し、地域の実情に応じた事業展開が可能な拠点が必要となる。
- ・ポイントカード方式を採用する場合、誰でも容易にポイントを発行できるため、ポイントを貯めたり交換したりするための窓口機能について、自治体が一定程度チェック・評価する必要がある。
- ・地域商店の提供商品・交換商品の利用を促すためのインセンティブを付与することで、同時に地域活性化の一助ともなる(例:地域商店の提供商品のポイント発行率を高く、交換商品のポイント交換率を低く設定する)。

エコ観光関連産業活性化への活用モデル

(ア) 概要

以下により、地域の観光産業の活性化につなげようとするモデルである(図 5-10 参照)。

- 1) エコ・アクション・ポイントプログラムによって集約される運用状況に関する情報等(属性、ニーズ等)を活用したマーケティング
- 2) エコツアーへの参加等に対し経済的なインセンティブを与えることによる、観光客の囲い込み
- 3) 「環境保全」への関心が高い新規観光客の獲得

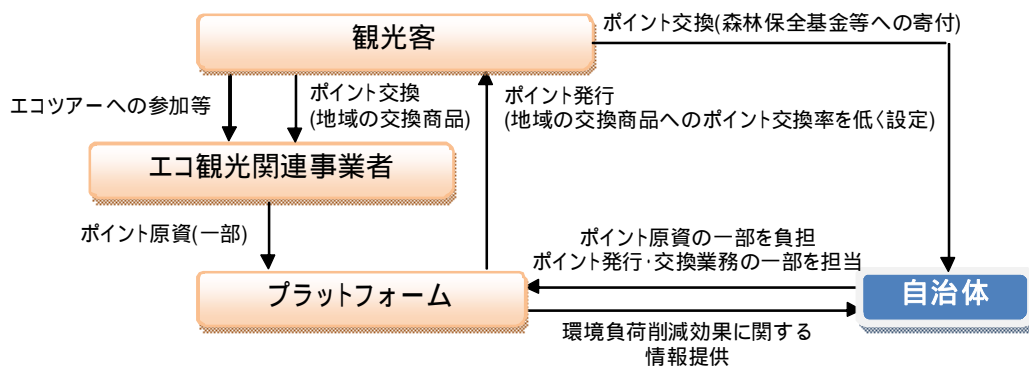


図 5-10 エコ観光関連産業活性化への活用モデルの概念図

(イ) 参考となる活用事例

「伯耆町観光振興計画調査報告書」の中で提案されている事例を紹介する(平成 24 年 3 月現在、提案段階の事例であり、具体的に運用されているものではないことに留意)。

観光客がみやげものを購入した代金の一部を原資としてエコ・アクション・ポイントを発行することで、リピーター化を図るモデルであり、滞在客向けのメニューも検討されている(図 5-11 参照)。

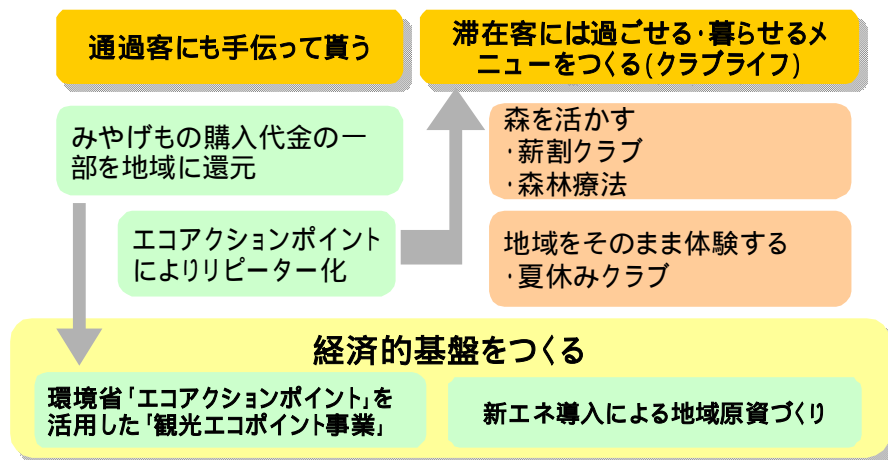


図 5-11 「伯耆町観光振興計画調査報告書」で提案されている事業スキームの概念図¹

(ウ) エコ・アクション・ポイントプログラムの活用メリット

本事業モデルにおけるエコ・アクション・ポイントプログラムの活用メリットを以下に示す。

- ・プラットフォームから提供されるエコ・アクション・ポイントプログラムの運用状況に関する情報を、観光産業におけるマーケティングや企画開発に活用することができる。
- ・エコツアーへの参加等に対し経済的なインセンティブを与えることによる観光客の囲い込みや、「環境保全」への関心が高い新規観光客の取得を通じて、地域経済の活性化を図ることができる。

(エ) 留意点・必要条件

本事業モデルについて、実施する場合の留意点や必要条件を以下に示す。

- ・地域商店の提供商品・交換商品の利用を促すためのインセンティブを付与することで、同時に地域活性化の一助ともなる(例:地域商店の提供商品のポイント発行率を高く、交換商品のポイント交換率を低く設定する)。

¹ 出典：「伯耆町観光振興計画調査報告書」(平成 23 年 1 月、(株)住環境計画研究所)

5.3 NPO等による活用モデル例

環境ボランティアや寄付金の調達を円滑化するための活用モデル

(ア) 概要

NPOが実施する環境保護活動について、エコ・アクション・ポイントプログラムの対象エコアクションとして登録されていることを参加者に対して表示することにより、参加者に安心感を与え、ボランティアや寄付の調達を円滑に進めるモデルである。概念図を図5-12に示す。

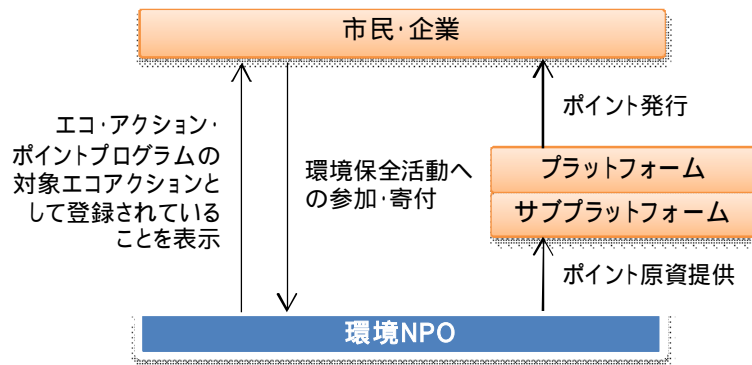


図5-12 環境ボランティア・寄付金調達を円滑化するための活用モデルの概念図

(イ) 参考となる活用事例

(株)リサイクルワンが実施している「エコ・アクション・モール」(EAM)が参考となる。本事例は、市民・企業等による環境保護団体の活動への参加・寄附をEAMが仲介し、参加・寄附に対して、環境保護団体や参加企業等の原資提供により、エコ・アクション・ポイントを発行するものである(図5-13参照)。



図5-13 (株)リサイクルワン「エコ・アクション・モール」の概念図

(ウ) エコ・アクション・ポイントプログラムの活用メリット

本事業モデルにおけるエコ・アクション・ポイントプログラムの活用メリットを以下に示す。

- ・ 通常的环境保護活動との差別化が可能となり、ブランド力の向上が期待できる。
- ・ 優良なボランティア活動に対して一定の“お墨付き”を与えることにより、優良な活動が促進される。

(エ) 留意点・必要条件

本事業モデルについて、実施する場合の留意点や必要条件を以下に示す。

- ・ 他の活動や他団体の発行ポイントとの横並びの観点から、必要に応じて発行ポイントを調整することが重要である。

5.4 企業・自治体・NPO等に共通した活用モデル

環境イベントの信頼性を向上させるための活用モデル

(ア) 概要

企業・自治体・NPOが実施する環境配慮型イベントについて、エコ・アクション・ポイントプログラムの対象エコアクションとして登録されていることを参加者に対して表示することにより、参加者に安心感を与え、参加者の増加を図るモデルである。概念図を図5-14に示す。

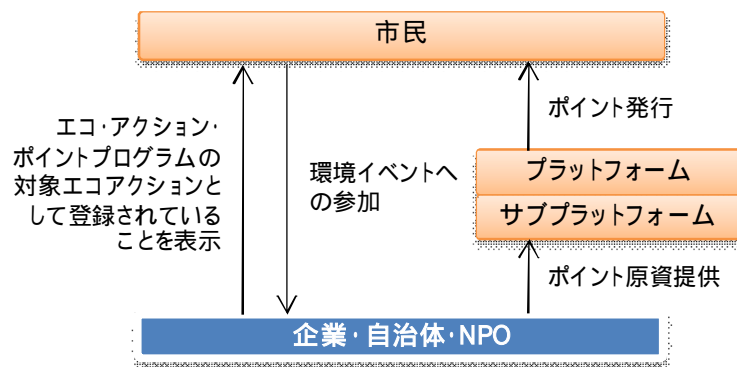


図5-14 環境イベントの信頼性を向上させるための活用モデルの概念図

(イ) 活用のメリット

本事業モデルにおけるエコ・アクション・ポイントプログラムの活用メリットを以下に示す。

- ・通常的环境イベントとの差別化が可能となり、イベントの信頼性を向上させることが期待できる。
- ・優良な環境イベントに対して一定の“お墨付き”が与えられることになり、優良なイベントが促進される。

(ウ) 留意点・必要条件

本事業モデルについて、実施する場合の留意点や必要条件を以下に示す。

- ・イベントとして、エコ・アクション・ポイントプログラムの対象エコアクションの承認基準を満たす必要がある。
- ・本プログラムの対象となることで、有料なイベントでなければ、メインプラットフォーム等に苦情が寄せられる可能性が生じる。そのため、主催者側は通常にも増して当該イベントの品質を確保する必要がある。

5.5 東日本大震災被災地支援への活用モデル

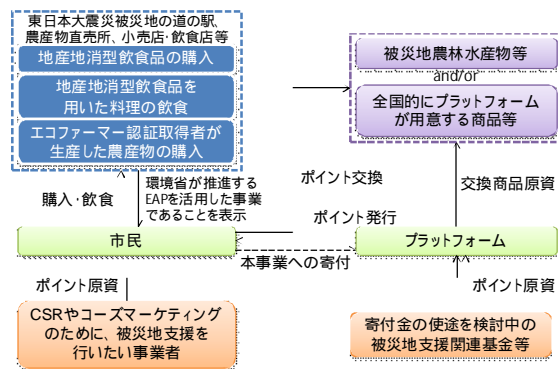
エコアクションを通じた被災地の復興のための活用モデル

(ア) 概要

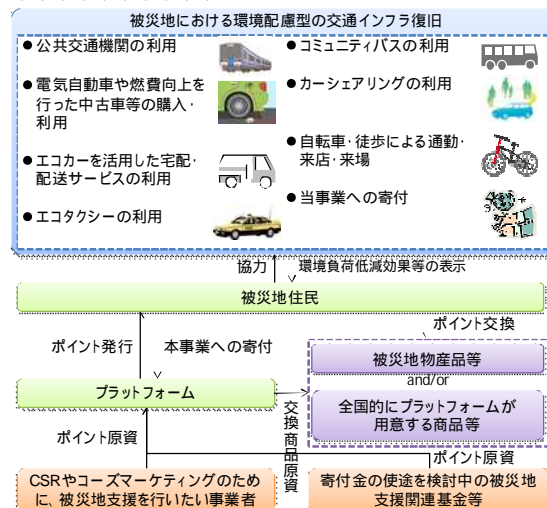
被災地域内の道の駅、農産物直売所等での地産地消型飲食品、エコファーマー認証取得者が生産した農産物の購入やそれを用いた料理の飲食に対し、ポイントを発行するモデルである。ポイントの原資は、「寄付金に用途を検討中の被災地支援関連基金等」、「CSRやコースマーケティングのために被災地支援を行いたい事業者」等から調達し、被災地の企業・自治体等での拠出は不要な事業スキームとする。ポイントの交換商品は、1)被災地物産品等との交換や当事業への寄付、2)全国的にプラットフォームが用意する商品等との交換のいずれも選択できるようにする(図5-15a参照)。

同様の事業スキームは、被災地における環境配慮型の交通インフラ復旧やエコ住宅の導入拡大、環境配慮型の物産品等の購入を通じた被災地支援、エコ観光関連産業活性化、農林水産業復興に関するボランティア獲得円滑化、リユース物資提供の目的でも活用可能である(図5-15b~g参照)。

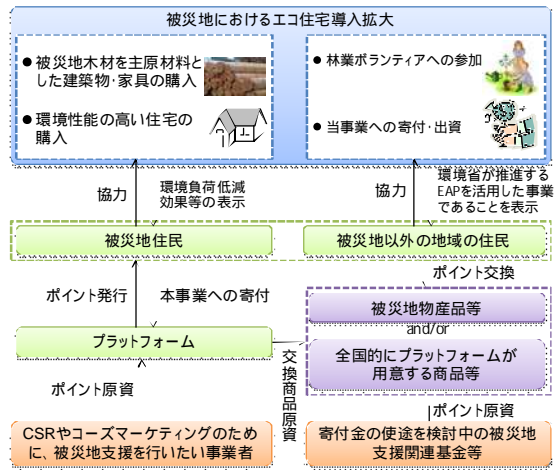
a. 地産地消型食産業復興への活用



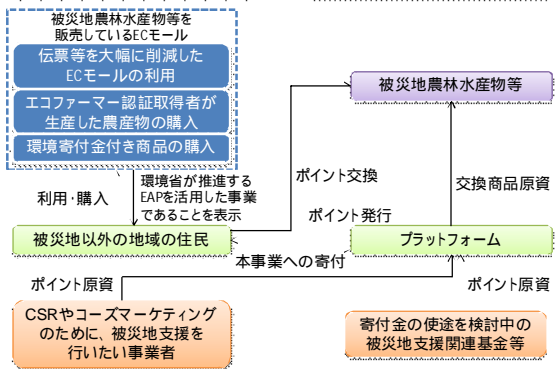
b. 被災地における環境配慮型の交通インフラ復旧への活用



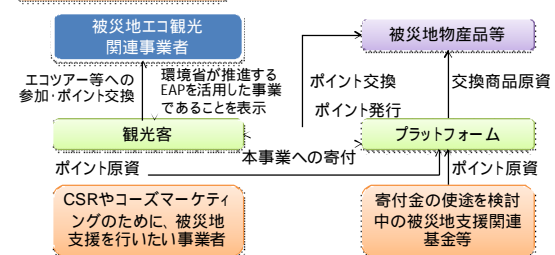
c. 被災地におけるエコ住宅導入拡大への活用



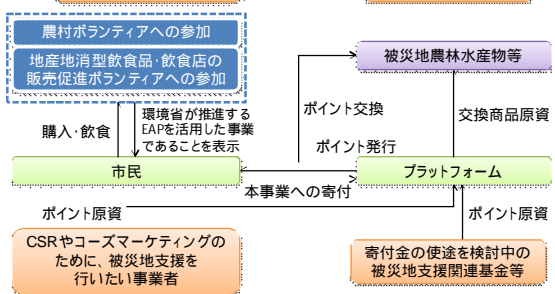
d. 環境配慮型の物産品等の購入を通じた被災地支援への活用



e. 被災地におけるエコ観光関連産業活性化への活用



f. 農林水産業復興に関するボランティア獲得円滑化への活用



g. 被災地に対するリユース物資提供への活用

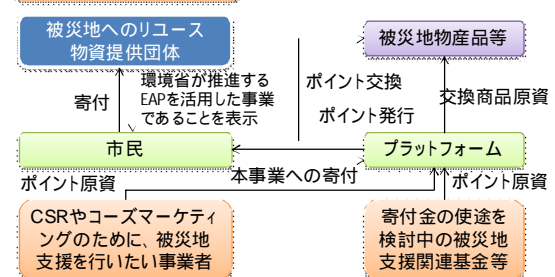


図 5-15 エコアクションを通じた被災地の復興のための活用モデルの概念図

(イ) 活用のメリット

本事業モデルにおけるエコ・アクション・ポイントプログラムの活用メリットを以下に示す。

- ・特段の原資等の拠出なく、環境配慮型の被災地物産品等の販売促進活動、住宅設備・交通インフラ復旧への誘導、ボランティア獲得の円滑化等を行うことができる。
- ・環境省が推進するプログラムを活用した事業であることを表示することにより、通常の復興事業との差別化が可能となり、消費者に安心感を与えることができる。
- ・交換商品メニューに「被災地物産品等との交換や当事業への寄付」を盛り込み、一定の重点化を行うことにより、対象エコアクションの実施段階だけでなく、取得したポイントの交換段階においても、被災地の復興に貢献することができる。
- ・環境配慮型の食産業、建設産業、観光産業等のブランド力向上、産業活性化が期待できる。

(ウ) 留意点・必要条件

本事業モデルについて、実施する場合の留意点や必要条件を以下に示す。

- ・被災地におけるインフラやその他諸機能の復旧状況に応じて、適切なポイント獲得方式（例：ポイントシート方式、スタンプ方式、IC・携帯方式、一括発行方式、API方式）を選択する。
- ・主に被災地以外の地域の住民を対象とした事業の場合、「被災地物産品等との交換や当事業への寄付」へのポイント交換を重点化する。
- ・上記図 5-15 中「g.被災地に対するリユース物資提供への活用モデル」については、被災地にとって不要な物資が送られて、置き場所に困る等の問題が生じないように、被災地でどのような物資が必要とされるかを十分に把握している物資提供団体を巻き込む必要がある。また、提供される物資については、安全性等の観点で問題がないものを対象とする。飲食品等、安全性等に懸念がある物資については、有識者審査会での審査を要する。

被災地における環境事業への寄付金調達のための活用モデル

(ア) 概要

「a. 寄付付き商品・サービス・イベント等を通じた調達」と「b. 基金等を通じた調達」の2種類がある。

「a. 寄付付き商品・サービス・イベント等を通じた調達」では、主に被災地以外の住民が、新エネルギー導入事業や食産業復興事業等への寄付金付きの商品を購入した場合等に、ポイントを発行する。ポイントの原資は、「寄付金に用途を検討中の被災地支援関連基金等」、「CSRやコーズマーケティングのために被災地支援を行いたい事業者」等から調達し、被災地の企業・自治体等での拠出は不要な事業スキームとする。ポイントの交換商品は、被災地物産品等との交換や当事業への寄付に重点化する（図5-16a参照）。

「b. 基金等を通じた調達」では、被災地支援関連基金等を通じた被災地での太陽光発電事業、風力発電事業等の温室効果ガス排出削減・吸収事業への出資・寄付に対し、ポイントを発行する。ポイントの原資は、「CSRやコーズマーケティングのために被災地支援を行いたい事業者」のほか、事業により利益を受ける「新エネ利用・省エネ設備・機器メーカー等」から調達する（図5-16b参照）。

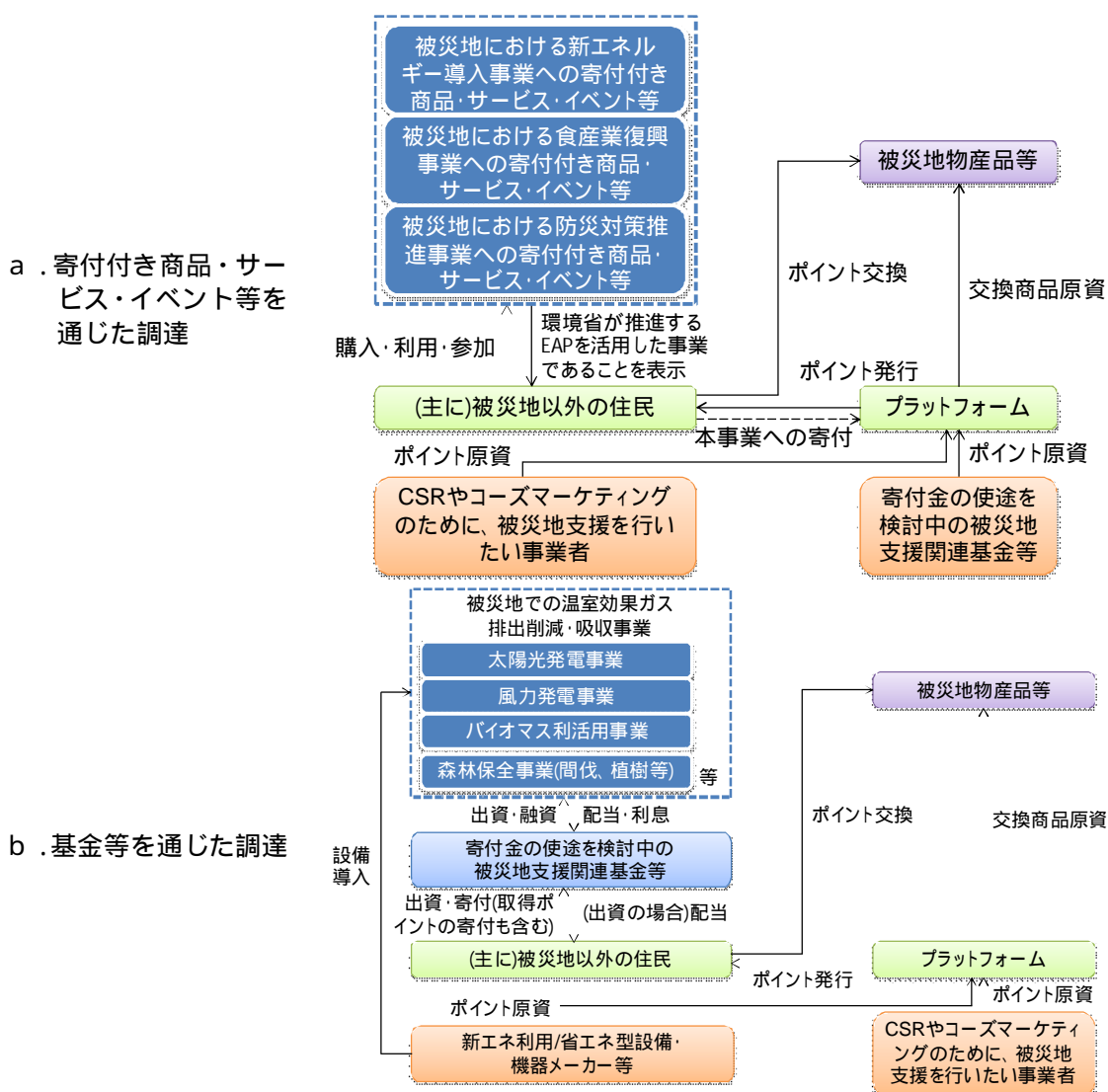


図5-16 被災地における環境事業への寄付金調達のための活用モデルの概念図

(イ) 活用のメリット

本事業モデルにおけるエコ・アクション・ポイントプログラムの活用メリットを以下に示す。

- ・ 特段の原資等の拠出なく、寄付金調達の円滑化が可能となる。
- ・ 環境省が推進するプログラムを活用した事業であることを表示することにより、通常の寄付事業との差別化が可能となり、消費者に安心感を与えることができる。
- ・ 寄付時点だけでなく、取得したポイントの交換時においても、被災地の復興に貢献することができる。

(ウ) 留意点・必要条件

本事業モデルに特有の留意点や必要条件是特にない。

エコアクションを通じた防災対策推進のための活用モデル

(ア) 概要

回収拠点への生ごみ等の持込み、太陽光発電システムの購入等の「地域分散型の新エネルギー導入」に資するエコアクションや、ソーラー電池式の携帯ラジオ・懐中電灯・充電器等、電力やガスを使わないレトルト食品等の購入といった「エネルギー非消費型・省エネ型の防災対策」に資するエコアクションを行った場合に、ポイントを発行するモデルである。

被災地で事業を行う場合、ポイントの原資は、「寄付金に用途を検討中の被災地支援関連基金等」、「CSRやコーズマーケティングのために被災地支援を行いたい事業者」等から調達し、被災地の企業・自治体等での拠出は不要な事業スキームとする。ポイントの交換商品は、1)被災地物産品等との交換や当事業への寄付、2)全国的にプラットフォームが用意する商品等との交換のいずれも選択できるようにする(図5-17a参照)。

同様の事業スキームは、被災地以外の地域における防災対策推進の目的でも活用可能である(図5-17b参照)。

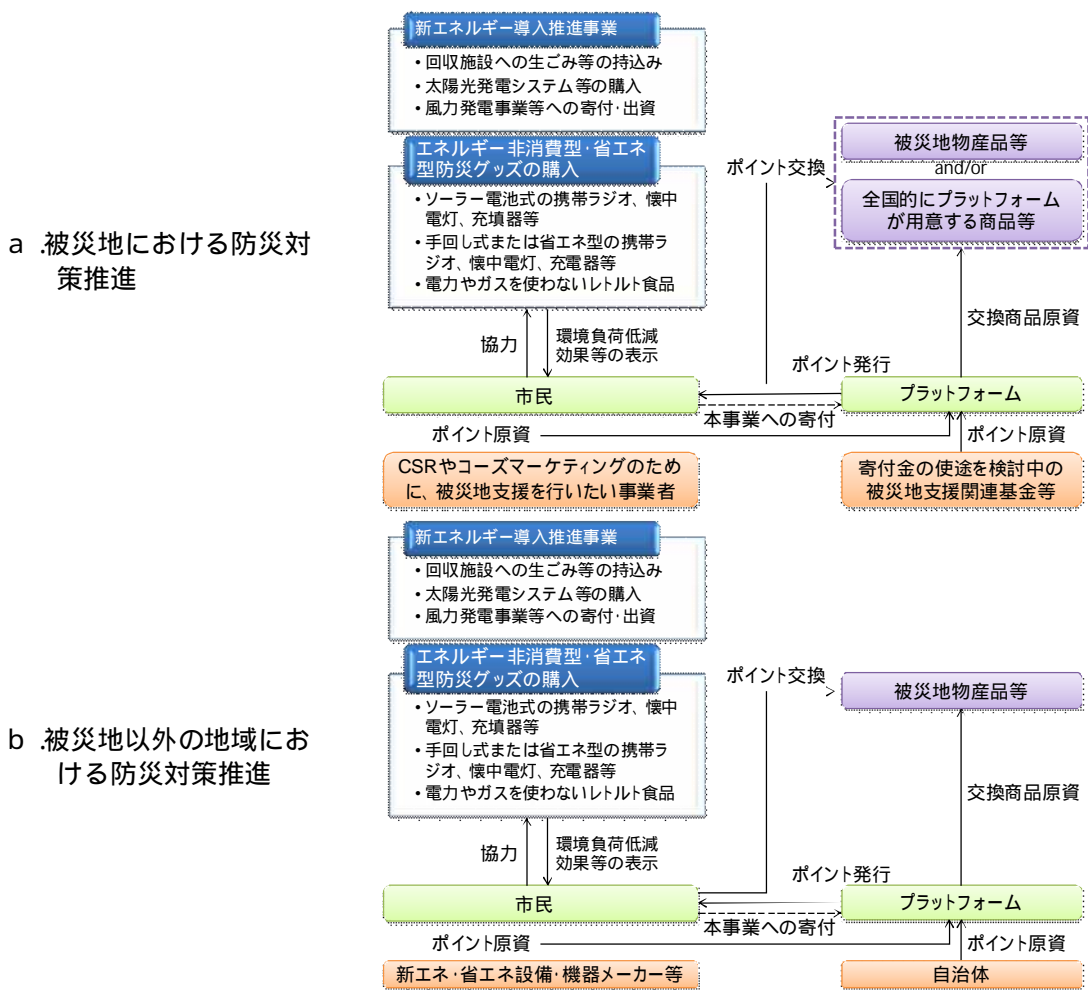


図 5-17 エコアクションを通じた防災対策推進のための活用モデルの概念図

(イ) 活用のメリット

本事業モデルにおけるエコ・アクション・ポイントプログラムの活用メリットを以下に示す。

- ・ 特段の原資等の拠出なく、市民における防災対策の推進が可能となる。
- ・ 環境省が推進するプログラムを活用した事業であることを表示することにより、消費者に安心感を与えることができる
- ・ 補助金交付等に代わる、経済的インセンティブ施策の一つとなりうる。

(ウ) 留意点・必要条件

本事業モデルについて、実施する場合の留意点や必要条件を以下に示す。

- ・ 自治体で導入する場合、結果として一事業者のシステム運営費に税金を投入しているということにならないよう、適切な実施体制を構築する（例：運営協議会の設置や、運営のための民間出資のファンドの設立等）。

6 . よくある質問と回答

よくある質問と回答を以下に示します。なお、この回答は平成 23 年 3 月現在のものであり、プラットフォームの運用に関してはその後変更されている可能性もあります。以下に示した内容以外にご不明な点があれば、裏表紙に示した < 本件に関する問合せ先 > までお問い合わせください。

6.1 会員（消費者・利用者）編

	分類	質問	回答	関連ページ
1	プログラム全体	通常の民間ポイントプログラムと何が違うのですか？	本プログラムは環境配慮行動に特化したプログラムであり、対象となる行動が環境省によって規定されています。そのため、原資を提供すれば誰でも商品等にポイントを発行できる、というわけではありません。所定の手続でポイント発行商品の申請・審査が必要になります。	p . 12
2		国の政策として、エコポイント制度とエコ・アクション・ポイントプログラムの 2 種類ありますが、どのような違いがあるのですか？	最も大きな違いはポイント原資の提供者が異なることです。家電エコポイント制度や住宅エコポイント制度等は、税金を原資にしていますので時限的な政策ですが、エコ・アクション・ポイントプログラムは、参加事業者から提供される資金を原資としていまるため、永続的な取組が可能なプログラムです。	p . 13
3		「民間事業者が運営主体となるポイント事業に転換する予定」とのことですが、会員はきちんと保護されるのでしょうか？	メインプラットフォームは、4.3.1(p.28)の条件を満たすことが求められており、会員保護の観点から、引き続きプログラムの持続性は確保されます。また、メインプラットフォーム等により、プログラム全体が本ガイドラインに沿って適切に運用されているかについて、環境省がチェック・評価し、適切に運用されていない場合には適宜助言等を行います。	p . 8
4	会員登録	会員として参加するために費用はかかるのですか？	会員登録の費用、会費等は無料です（パソコンの回線使用料や携帯電話のポケット通信料を除く）。	p . 21
5		会員に登録するための資格・条件はありますか？	会員登録には有効なメールアドレス（パソコンまたは携帯）が必要になります。また、インターネットを利用できる環境にあるパソコン、または携帯電話が必要です。地域によっては、スタンプカード方式などインターネット環境を必要としないで参加できる仕組みの導入も進めております。	

	分類	質問	回答	関連ページ
6		法人として会員登録できますか？	可能です。会員区分として、「個人会員」と「法人会員」があります。	p . 21
7	エコアクションの実行	どういことをすればポイントがもらえるのですか？	環境負荷低減に直接資するものであり、当プログラムに登録されたエコアクションを実行すると、ポイントがもらえます。具体的なエコアクションの内容はプラットフォームのホームページ等に掲載されているほか、対象エコアクションにはエコ・アクション・ポイントのロゴが表示されています。	
8		エコとは考えにくい商品がポイント発行対象となっているのですが、おかしくありませんか？	カーボンオフセット付き商品などの場合、その商品自体が環境配慮型商品でなくても、ポイント発行対象となることがあります。原資提供事業者がどのような理由で発行対象になっているかを説明しておりますのでご確認ください。	
9	ポイント獲得	ポイントの発行元の事業者が倒産してしまいました。まだポイントの登録はしていませんでしたが、このポイントは有効ではないのでしょうか？	ポイントの登録有効期限までに登録されれば、有効です。	p . 22
10		ポイントの登録期限はありますか？	ポイントの登録期限はポイントシートに表示されていますので、ご確認ください。	
11	環境負荷低減効果の確認	自分が買った商品が本当にエコなのか、どうすればわかりますか？	プラットフォームのホームページで、当該エコアクションの環境負荷低減効果などが掲載されていますのでご確認ください。	
12		自分がどの程度温室効果ガス削減に貢献したかについて、どうすればわかりますか？	プラットフォームのホームページ上のマイページなどで、会員毎の環境負荷低減効果が把握できますのでご確認ください。	
13	ポイント交換	どんな商品と交換できるのですか？	環境配慮製品、環境寄付のほか、商品券などもあります。内容は、プラットフォームのホームページで公開されていますのでご確認ください。	
14		他のポイントプログラムのポイントと交換できますか？	プラットフォームが提携するポイントであれば交換が可能です。詳細は、プラットフォームのホームページをご確認ください。	

6.2 参加事業者（企業・NPO、自治体等）編

	分類	質問	回答	関連ページ
1	プログラムの概要	通常の民間主導型ポイントプログラムと何が違うのですか？	6.1 利用者・消費者編の Q1 を参照ください。	p . 12
2		国の政策として、エコポイント制度とエコ・アクション・ポイントプログラムの 2 種類ありますが、どのような違いがあるのですか？	6.1 利用者・消費者編の Q2 を参照ください。	p . 13
3	原資提供者としての参加	原資提供事業者として参加したいのですが、どうすれば参加できますか？	登録したいエコアクションを選定し、その環境負荷低減効果を把握したうえで、プラットフォーム内に設置された登録承認機関へ登録申請を行ってください。手続の詳細については、4.2.1 (p . 24) をご覧ください。	p . 24
4		申請の仕方が複雑です。もっと簡略化できませんか？	本プログラムの価値は、「環境負荷低減に直接貢献できるものだけを対象としていること」、「環境負荷低減の効果が見える化されていること」と考えております。その魅力を維持するために、必要最低限の内容について申請いただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	
5	対象エコアクションの選定	自社の商品がポイントの発行対象になりうるかどうかについて、どうすればわかりますか？	別冊の「エコ・アクション・ポイントの登録・承認基準」に具体的な基準が示されていますのでご参照ください。	
6	環境負荷低減効果の明確化	登録したいエコアクションの環境負荷低減効果は、どのように把握すればよいのですか？	温室効果ガス削減効果については、別冊の「エコアクションの温室効果ガス削減効果算定事例」に具体的な算定方法例をまとめているので、そちらをご参照ください。効果の定量的な算定が困難な場合は、定性的にでも構いませんので、想定される効果を登録申請書に記入ください（ただしこの場合、環境負荷削減効果はゼロとカウントされます）。	
7	交換商品等提供者としての参加	交換商品等提供事業者として参加したいのですが、どうすれば参加できますか？	本ガイドライン 4.2.2 節 (p . 27) に示した手続に従って、プラットフォームに申請してください。	p . 27